

第 4 1 7 回長野県農業会議常任議員会議の概要

平成 2 7 年 6 月 1 5 日（月）に長野市の「J A 長野県ビル」において、第 4 1 7 回長野県農業会議常任議員会議を開催しました。
概要等は次のとおりです。

記

1 農地法に基づく審議（資料①、②、③）

（１）農地法第 4 条第 3 項の規定に基づく長野県知事等からの諮問案件について審議した結果、すべて「許可相当」として意見答申することを決定しました

（２）農地法第 5 条第 3 項の規定に基づく長野県知事等からの諮問案件について審議した結果、すべて「許可相当」として意見答申することを決定しました

2 報告事項

（１）I C T を活用した水田農業における効率的生産体系実証事業について
（資料④）

（２）農地を活用した営農型太陽光発電施設の設置に係る中部電力との連携について（資料⑤）

（３）太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議及び平成 2 7 年地方分権改革に関する提案募集につい（資料⑥）

3 出席者及び配布資料（別紙のとおり）

長野県農業会議 総務・情報部

担当：中島健貴 土屋剛志

電 話：0 2 6（2 3 4）6 8 7 1

F A X：0 2 6（2 3 5）2 4 5 4

Eメール：24nakaji@nca.or.jp

第417回常任会議員会議 出席者名簿

日時:平成 27年6月15日(月)

午後1時30分から

場所:長野市「JA長野県ビル 12A会議室」

会議員在籍者 27名、出席 24名

○印は出席者

氏名			
役員	(会 長) 23 望月 雄内 ○	(副会長) 13 小山 英壽 ○	(副会長) 9 板花 守夫 ○
常任会議員	1 市川 覚	2 大池 猛 ○	3 伊藤 忠治 ○
	4 藤森 一 ○	5 田中 哲雄 ○	6 本田 武司 ○
	7 織田 豊實 ○	8 小林 弘也 ○	10 太田 芳寛 ○
	11 松澤 徹 ○	12 宮崎 幸夫 ○	14 中村 秀人 ○
	15 松永 晋一 ○	16 大槻 憲雄 ○	17 北林 和彦
	18 芳坂 榮一	19 松崎 一男 ○	20 中村 倫一 ○
	21 秦 久昭 ○	22 春日 十三男○	24 高木 幸一郎 ○
	25 平林 明人 ○	26 古沢 明子 ○	27 金井 春子 ○
県等	長野県農政部農業政策課 平林課長補佐 辻主査 長野県農政部農業技術課 村山課長補佐		
事務局	宮島事務局長、峰村参事、川井参事、堀内部長、小林部長、中島部長代理、森住部長代理、神林部長代理、山際次長、土屋次長兼係長、塩入係長、徳竹主事、北澤相談員		

第 4 1 7 回長野県農業会議常任会議員会議次第

日時 平成 2 7 年 6 月 1 5 日 (月) 1 3 : 3 0 ~

場所 長野市「J A 長野県ビル・1 2 A 会議室」

1 開 会

2 挨 拶

3 会務報告

4 議長就任

5 議事録署名人指名

6 審 議

第 1 号議案 農地法第 4 条第 3 項の規定による意見答申について

第 2 号議案 農地法第 5 条第 3 項の規定による意見答申について

7 報告事項

(1) I C T を活用した水田農業における効率的生産体系実証事業について

(2) 農地を活用した営農型太陽光発電施設の設置に係る中部電力との連携について

(3) 太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議及び平成 2 7 年地方分権改革に関する
提案募集について

8 その他

9 議長退任

10 閉 会

主 要 会 務 報 告

(平成27年5月15日開催の常任会議員会議以降)

1 主催会議

(1) 総務・情報部関係

5月15日	常任会議員会議	(長野市)
5月18日	農業会議支部幹事長等会議	(長野市)
5月19日	改正農業委員会法等法案説明会	(松本市)
6月 5日	市町村農業委員会長及び事務局長合同会議【東北信】	(長野市)
6月 9日	市町村農業委員会長及び事務局長合同会議【中南信】	(松本市)

(2) 農政・農地部関係

5月19日	県女性農業委員の会役員会、監査会	(長野市)
5月20日	第1回薬草栽培研修会	(長野市)
5月21日	県農業委員会事務研究会監査会	(高山村)
5月22日	県農地情報管理センター運営委員・幹事合同会議	(長野市)
5月22日	県農業委員会事務研究会理事会、監査会	(長野市)
5月28日	本県選出国會議員への要請懇談会	(東京都)
5月28日	県鉢花園芸組合技術研修会	(塩尻市)
6月 2日	農地台帳公表・地図情報整備等研修会	(松本市)
6月 4日	県農業委員会事務研究会総会・研修会	(長野市)
6月 8日	県養鶏協会総会	(長野市)
6月10日	地区常任会議員会議	(佐久市、諏訪市、松本市、長野市)

(3) 担い手・経営・年金部関係

5月20日	県農業再生協議会担い手・農地部会	(長野市)
5月20日～		
6月15日	農の雇用現地調査	(63経営体)
5月25日	県農業再生協議会総会	(長野市)
6月 2日	農業者年金推進協議会監査	(長野市)
6月 8日	農業者年金業務推進会議	(長野市)
6月15日	県農業者年金推進協議会代議員総会	(長野市)

2 系統組織等の会議

5月19日	全国農業委員会職員協議会役員会・総会	
5月20～21日	県19市農業委員会協議会通常総会	
5月21日	全国農業会議所第383回理事会	
5月21日	坂城町農業委員研修会	
5月25日	飯田市農業者年金総会	
5月28日	全国農業委員会会長大会運営委員会	
5月28日	全国農業委員会会長大会	
5月29日	全国農業委員会会長大会実行委員会	
5月29日	北信州農業委員会協議会総会	
6月2～3日	新聞事業中日本ブロック会議	
6月 3日	農業者年金経営移譲年金等専門研修会	
6月 6日	新農業人フェア大阪	

3 その他の会議

5月15日	県男女共同参画推進県民会議総会
5月22日	県園芸特産振興展推進協議会
5月22日	県農業開発公社監査会
5月25日	県農林研究財団理事会
5月25日	県農業担い手育成基金総会
5月25日	農業委員会等事務担当者会議
5月25日	県農業再生協議会総会
5月27日	県農業開発公社理事会
5月28日	地域営農推進担当者会議
6月5日	県農業共済組合連合会通常総会
6月11日	県法人協会理事会

4 要請等

実施日	内 容	提出先
5月28日	1 農業委員会組織・制度見直しに関する要請 2 基本農政の確立及びTPP交渉に関する要請	本県選出国會議員
6月11日	1 平成28年度農林関係税制改正要望	全国農業会議所会長

写

27長農会議第25号の2
平成27年5月15日

長野県知事 阿部 守一 様

長野県農業会議会長 望月 雄内

農地法第4条及び第5条の規定による許可について（答申）

このことについて、平成27年5月15日に開催しました第416回常任会議員会議の審議結果に基づき、別記のとおり答申します。

なお、長野地方事務所の第4条3番については、別紙のとおり不許可相当といたしました。

担 当 農政・農地部
（部長）小林茂樹 （担当）山際義人
TEL026-234-6871 FAX026-235-2454
E-mail 24yamagi@nca.or.jp

(別 紙)

1 長野市第4条3番

今回申請の栽培作物のわらびは、太陽光発電施設の下部での生産を前提に選定された作物であり、申請地の周囲が果樹地帯であることから、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれが危惧される案件である。

国の許可基準では、営農の適切な継続が確実であると判断する基準として、「下部農地における単収が地域の平均的な単収と比較し概ね2割以上減少するおそれがないこと」及び「下部の農地において生産された農作物の品質の著しい劣化が生じていないと認められる場合」とされているが、提出された長野県の特用林産物栽培指標においては、照度の違いによる収量や品質への影響については、知見が示されておりません。

今回の計画では、太陽光パネルによる遮光率が40.3%とされており、照度の違いや土質による収量や品質への影響を、国の基準に照合して適当と判断するに十分な説明、データが得られず、今回不許可相当とした。

営農型太陽光発電に関する5月審議分 経過報告

○5月15日 県常任議員会議において「不許可相当」の答申

(出席者数24名 賛成1 反対23)

今回申請の栽培作物のわらびは、太陽光発電の下部での生産を前提に選定された作物であり、申請地の周囲が果樹地帯であることから、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれが危惧される案件である。

国の許可基準では、営農の適切な継続が確実であると判断する基準として「下部農地における単収が地域の平均的な単収と比較し概ね2割以上減少するおそれがないこと」及び「下部の農地において生産された農作物の品質の著しい劣化が生じていないと認められる場合」とされているが、提出された長野県の特用林産物栽培指標においては、照度の違いによる収量や品質への影響については、知見が示されておりません。

今回の計画では、太陽光パネルによる遮光率が40.3%とされており、照度の違いや土質による収量や品質への影響を、国の基準に照合して適当と判断するに十分な説明、データが得られず、今回不許可相当とした。

○6月3日 転用許可

許可前に、申請者に対して、苗の植え付け間隔等について質問をしたところ、申請者からは、植え付け間隔を110cmから100cmにするとの申し出があった。

【許可条件】

- ① 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- ② 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。
- ③ 営農型発電設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保され、支柱がこれを前提として設置される当該設備を支えるためのものとして利用されること。
- ④ 営農型発電設備の下部の農地において生産された農作物に係る状況を、毎年2月末日までに許可権者へ報告すること。また、報告内容について、必要な知見を有する者の確認を受けること。
- ⑤ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合又は確保されないと見込まれる場合には、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。
- ⑥ 営農型発電設備の下部の農地において営農の適切な継続が確保されなくなった場合若しくは確保されないと見込まれる場合、営農型発電設備を改築する場合又は営農型発電設備による発電事業を廃止する場合には、遅滞なく、報告すること。
- ⑦ 営農型発電設備の下部の農地における営農が行われない場合又は営農型発電設備による発電事業が廃止される場合には、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。
- ⑧ 許可期間が満了する場合には、速やかに農地に復元すること。また、農地復元に係る工事が完了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

農地法第4条第3項の規定による意見諮問件数一覧表

(1) 県(地方事務所)許可

平成27年6月

地 方 事務所名	件 数	面 積 (㎡)			備 考
		田	畑	計	
佐 久	14	1,454.00	5,802.00	7,256.00	東信
上 小	2	372.00	327.31	699.31	
諏 訪	5	1,980.00	940.00	2,920.00	南信
上 伊 那	1	2,220.00	229.00	2,449.00	
下 伊 那	11	2,839.52	9,581.00	12,420.52	
木 曾	0	0.00	0.00	0.00	中信
松 本	9	0.00	4,338.12	4,338.12	
北 安 曇	2	0.00	342.00	342.00	
長 野	7	283.00	1,355.00	1,638.00	北信
北 信	0	0.00	0.00	0.00	
合 計	51	9,148.52	22,914.43	32,062.95	

(2) 市町村許可

市町村名	件 数	面 積 (㎡)			備 考
		田	畑	計	
上 田 市	4	0.00	1,456.80	1,456.80	東信
辰 野 町	0	0.00	0.00	0.00	南信
箕 輪 町	1	0.00	264.00	264.00	
南箕輪村	0	0.00	0.00	0.00	
王 滝 村	0	0.00	0.00	0.00	中信
飯 綱 町	1	0.00	6.00	6.00	北信
中 野 市	1	0.00	423.00	423.00	
合 計	7	0.00	2,149.80	2,149.80	

(3) 地区別内訳

地区名	件 数	田	畑	計	備 考
東 信	20	1,826.00	7,586.11	9,412.11	
南 信	18	7,039.52	11,014.00	18,053.52	
中 信	11	0.00	4,680.12	4,680.12	
北 信	9	283.00	1,784.00	2,067.00	
合 計	58	9,148.52	25,064.23	34,212.75	
前月合計	54	9,189.50	16,933.00	26,122.50	
対先月比	107.4%	99.6%	148.0%	131.0%	

農地法第5条第3項の規定による意見諮問件数一覧表

(1) 県(地方事務所)許可

平成27年6月

地方 事務所名	件数	面積 (㎡)			備考
		田	畑	計	
佐久	55	3,929.06	45,982.71	49,911.77	東信
上小	6	0.00	3,850.00	3,850.00	
諏訪	34	5,183.92	15,033.25	20,217.17	南信
上伊那	9	2,302.00	3,789.00	6,091.00	
下伊那	38	3,124.59	13,423.54	16,548.13	
木曾	4	174.00	729.00	903.00	中信
松本	26	27,198.00	15,034.39	42,232.39	
北安曇	8	2,006.00	951.00	2,957.00	
長野	31	7,458.37	19,954.00	27,412.37	北信
北信	5	1,313.00	123.89	1,436.89	
合計	216	52,688.94	118,870.78	171,559.72	

(2) 市町村許可

市町村名	件数	面積 (㎡)			備考
		田	畑	計	
上田市	18	3,417.00	7,873.10	11,290.10	東信
辰野町	1	0.00	961.00	961.00	南信
箕輪町	7	3,722.00	1,548.00	5,270.00	
南箕輪村	6	901.00	2,326.00	3,227.00	
王滝村	0	0.00	0.00	0.00	中信
飯綱町	1	0.00	275.00	275.00	北信
中野市	12	0.00	6,616.00	6,616.00	
合計	45	8,040.00	19,599.10	27,639.10	

(3) 地区別内訳

地区名	件数	田	畑	計	備考
東信	79	7,346.06	57,705.81	65,051.87	
南信	95	15,233.51	37,080.79	52,314.30	
中信	38	29,378.00	16,714.39	46,092.39	
北信	49	8,771.37	26,968.89	35,740.26	
合計	261	60,728.94	138,469.88	199,198.82	
前月合計	234	83,908.00	104,004.28	187,912.28	
対先月比	111.5%	72.4%	133.1%	106.0%	

水田農業所得向上緊急支援事業について

1 事業の目的

平成30年からの米政策の大転換を踏まえ、将来に亘って本県水田農業を担う経営体を確保するため、「主食用米のみに依存しない収益性の高い効率的な経営体」の育成を推進する。

＜成果目標＞ 5ha以上規模の効率的な水田農業経営体の拡大：520経営体（H25）→550経営体（H27）

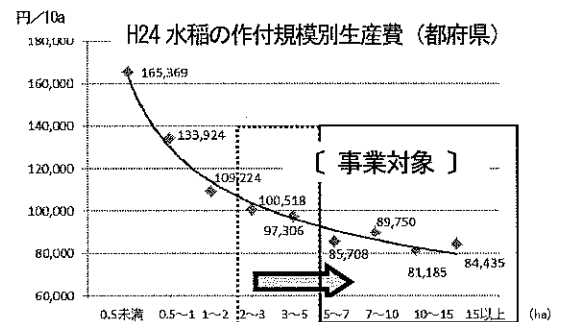
2 事業の概要

方向性

主食用米のみに依存しない、収益性の高い効率的な経営体を拡大

＜目指す収益性の高い効率的な経営体＞

- ・ 水稲＋業務用野菜、飼料用米、麦・大豆等の複合経営
- ・ 経営規模 個別経営体：5ha以上
大規模法人等：15ha以上



事業内容

市町村の意向を踏まえ、事業メニューを組み合わせ経営体を支援

①水田農業複合経営モデルの提示と推進

- ・ ジュレーションソフト (AGRIX NAGANO) を活用し複合経営モデルへの転換を普及センターが支援
【個別経営体を中心に100経営体/年⇒H29までに延べ300経営体を支援】

②経営規模の拡大対策

- ・ 経営面積拡大支援（機構集積協力金の活用）
- ・ 5ha以上規模層への経営規模拡大を目指す経営体を支援
※作業受託を組み合わせ、5ha以上の経営規模を目指す経営体に対し、定額を助成
【個別経営体30経営体/年⇒H29までに延べ90経営体を育成】

③収益性向上対策

- ・ 業務用野菜（キャベツ、タマネギ等）の導入支援
※先進実証産地の育成 【3産地/年⇒H29までに9産地を育成】
- ・ 水稲「風さやか」導入支援 【H25：182ha⇒H29：1,260ha】

④コスト削減対策

- ・ ICT活用による効率的生産の実証 【大規模法人等で8モデル経営体】
※大規模法人等で民間企業の開発モデルにより、ムリ・ムダ・ムラを徹底分析し効率的生産を実証
→個別経営体への波及を目指す

⑤飼料用米等の推進

- ・ 飼料用米の生産流通体制構築を支援 【H25：132ha⇒H28：836ha】

効果

経営規模5ha以上の効率的な水田農業経営体の育成

- ・ 効率的な水田農業経営体の所得確保
- ・ 向上

＜所得向上の経営モデル＞
(現状維持の場合)

H26(現状)		H30モデル	
モデル1	水稲(2ha)、そば(1ha) 作業受託(2ha) 所得:61万円	水稲(7ha)、飼料用米(3ha) 作業受託(6ha) 所得:350万円	10%以上の 所得向上
モデル2	水稲(9ha)、麦(6ha)、 大豆(6ha)、作業受託(9ha) 所得:361万円	水稲(9ha)、麦(6ha)、 大豆(6ha)、作業受託(9ha) ＋業務用キャベツ(2ha) 所得:410万円	

ICTを活用した水田農業における効率的生産体系の実証事業

長野県農政部

1 事業の概要

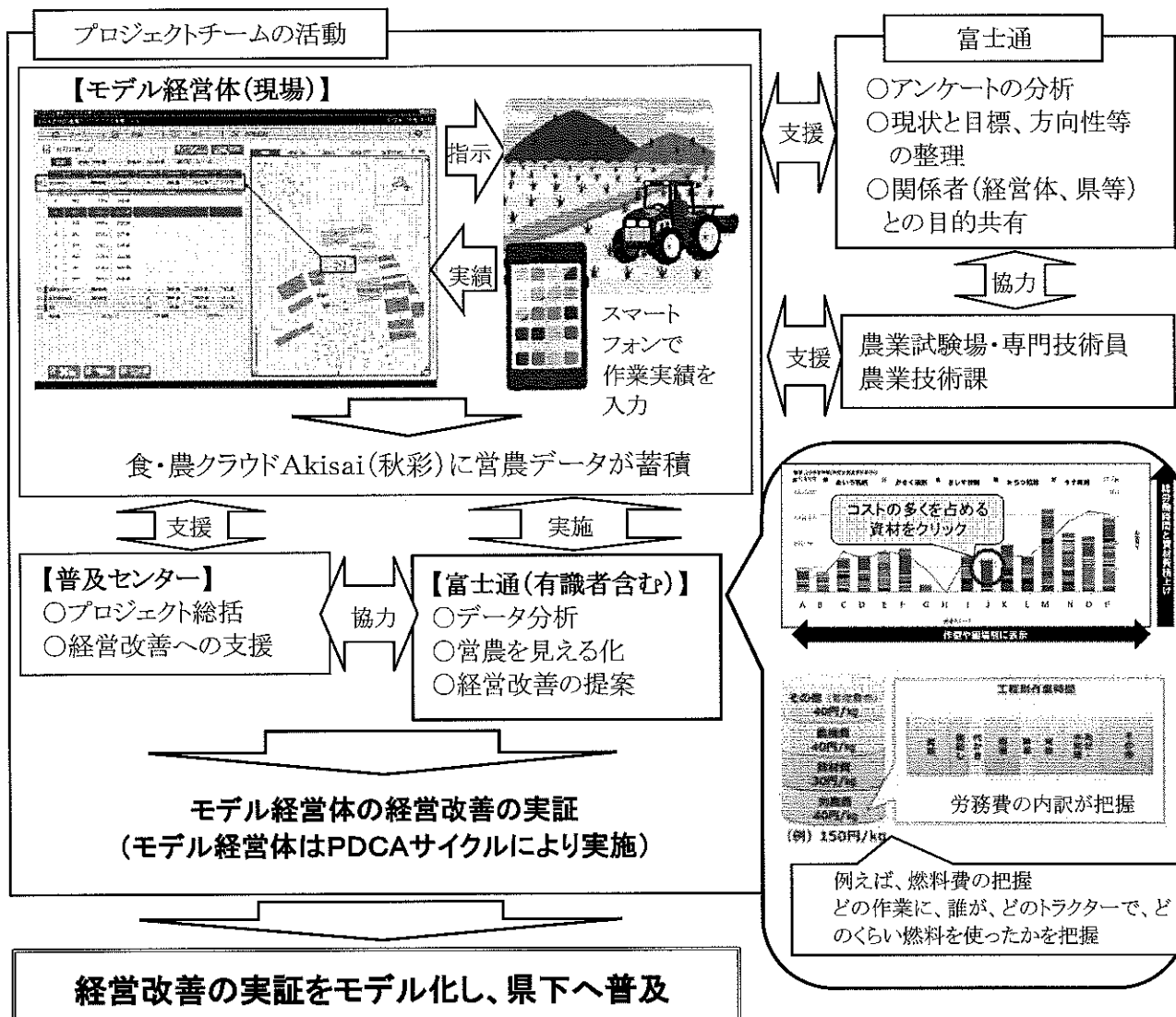
平成27年度新規事業「水田農業所得向上緊急支援事業」の中の、水田農業のコスト削減対策の取組として、富士通株式会社が開発したICTシステム「食・農クラウドAkisai(秋彩)」の活用により、大規模水田農業経営体の生産コストの大幅削減など、水田農業における効率的生産体系の構築を目指す。

【参考】

水田農業所得向上緊急支援事業

- ①水田農業複合経営モデルの提示と推進(複合経営モデルへの転換を支援)
- ②経営規模の拡大対策(5ha以上規模層への経営規模拡大を目指す経営体を支援)
- ③収益性向上対策(キャベツ・タマネギ等の業務用野菜の導入支援)
- ④コスト削減対策(ICTの活用による効率的生産の実証)
- ⑤飼料用米等の推進(飼料用米の生産流通体制構築を支援)

2 実証事業の内容





しあわせ信州

長野県（農政部）プレスリリース 平成 27 年（2015 年）5 月 26 日

～水田農業のイノベーションを目指して～

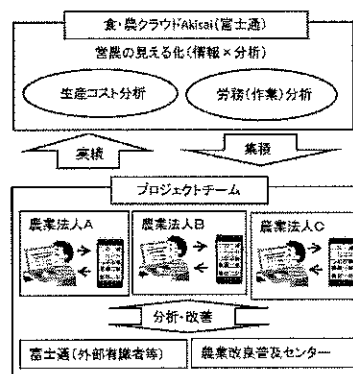
県 × 富士通 × 農業法人のコラボによる ICT を活用した実証事業スタート！！

これまで経営者の経験と勘に頼りがちであった水田経営から脱皮するため、富士通株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：山本 正巳、以下、富士通）が開発した ICT システム「食・農クラウド Akisai（秋彩）」をモデル経営体に導入して、生産コストや労務を分析することで「営農を見える化」し、水田農業における効率的生産体系の構築を目指す実証事業を実施します。

ICT を活用した水田農業における効率的生産体系実証事業

県、富士通、モデル経営体で編成するプロジェクトチームが、モデル経営体の水田農業の経営改善に取り組みます。

- ①モデル経営体の営農活動データ（品種、面積、天候、作業時間等）をクラウドに蓄積します。
- ②クラウドに蓄積されたデータから、生産コストや、労務を分析し、「営農を見える化」します。
- ③分析結果に基づき、県、富士通、モデル経営体が一体となって経営改善に取り組み、より効率的な水田農業経営を目指します。



参考：イメージ

○導入する ICT システム

食・農クラウド Akisai 農業生産管理 SaaS（富士通）

農作業・収穫・出荷の計画と実績を集計・分析し、農業経営・生産・品質の見える化と PDCA サイクルによるマネジメントにより収益改善を支援するクラウドサービス

○実施期間 平成 27 年 5 月～平成 28 年 3 月

○モデル経営体（7 経営体）

(株) ファーム中鶴（佐久市）	丸山和則
(有) 信州うえだファーム（上田市）	塩川壽友
(株) 太陽と大地（東御市）	柳澤謙太郎
(株) 田切農産（飯島町）	紫芝 勉
(株) ヴァンベール平出（大町市）	平出竜也
(有) ティーエム しろうま農場（白馬村）	津滝俊幸
(農) ファームステーション木島（飯山市）	佐藤嘉一

（代表者）

（敬称略）

しあわせ信州創造プラン（長野県総合 5 か年計画）推進中

信州 ACE (エース) プロジェクト

Action [体を動かす]

Check [健診を受ける]

Eat [健康に食べる]

世界で一番 ACE の健康長寿を目指しましょう

農政部農業技術課

課長：上杉壽和 担当：村山一善 内田達也

電話：026-232-0111（代表）内線 3067 026-235-7221（直通）

FAX：026-235-8392 E-mail: nogi@pref.nagano.lg.jp

農地を活用した太陽光発電施設の設置に係る 中部電力との連携について

平成 26 年 11 月 14 日 長野県農業会議

1 中部電力との相談結果

(1) 相談の実施

期 日：平成 26 年 11 月 12 日（火）

場 所：中部電力長野支店営業課

(2) 太陽光発電施設の設置に係る中部電力のスタンス

- ・クリーンエネルギー活用推進の国の施策に沿って事業を実施
- ・会社として推進を掲げているわけではない。
- ・代理店を通した設置希望者の申請に基づいて事務処理を行っている。
（審査は電気事業法に基づいて行っている。認可まで現在 3 ヶ月～半年程度）
- ・年間のトレンドにより事務処理量を推定し対応している。
（県内 13 営業所の事務処理量が大変多くなっている。）

2 今後の連携対応について

(1) 「発電設備に係る契約要綱」の記載

（低圧の発電設備に係る契約要綱より抜粋（高圧も同様））

Ⅶ 連系要件

33 連系の要件

発電者が、契約発電設備及びその他発電設備等を連系するにあたっては、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 法令で定める技術基準、その他の法令等
- (2) 別冊（低圧接続技術要件）に定める技術要件
- (3) 当社が、当社の供給設備の状況等を勘案したうえで、技術的に適当と認める方法

※上記に基づいて、県内（東信地域）で、農地法関係の違反のため接続を外した事例があるとのこと。

(2) 今後の連携方法

- ・農地を活用した太陽光発電施設の設置等において、農地法違反が確実である場合には中部電力と相談する。（まず、長野県農業会議にお知らせ下さい。）



平成25年9月20日実施

低圧の発電設備に係る契約要綱

中部電力株式会社

- く 拒否した発電者
- ト その他この要綱、料金表または約款等に違反した発電者

29 受給契約消滅後の債権債務関係

受給契約期間中の料金その他の債権債務は、受給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 工事費の負担

30 工事費負担金

発電者が新たに電力受給を開始し、または受給契約を変更される場合で、これにともない当社が新たに供給設備を施設または変更する場合は、当社は、約款等にもとづき算定した工事費負担金を、原則として、工事着手前に発電者から申し受けます。

31 工事費負担金の精算

当社は、工事費負担金に差異が生じた場合は、約款等にもとづき工事完成后すみやかに精算するものとしています。

32 電力量計の設置および費用負担

- (1) 電力量計は当社の資産とし、その設置および保守管理は当社が行ないます。
- (2) 当社は、次の場合には、(1)に要する工事費の全額を、原則として、工事着手前に発電者から申し受けます。
 - イ 発電者が契約発電設備を設置し、または変更される場合
 - ロ 当該電気需給契約の変更にもともない電力量計の取替が必要となる場合
 - ハ 発電者の希望によって電力量計の取付位置を変更する場合
- (3) 電力量計の取付位置は、原則として、当該電気需給契約にもとづき設置する計量器の取付位置に隣接する場所とし、発電者と当社との協議によって定めます。
- (4) 電力量計の取付場所は、発電者から無償で提供していただきます。
- (5) 発電者が故意または過失によって、電力量計その他の当社の供給設備を損傷し、または亡失した場合には、当社は、その原状回復に要する費用を発電者から申し受けます。

VII 連 系 要 件

33 連系の要件

発電者が、契約発電設備およびその他発電設備等を連系するにあたっては、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 法令で定める技術基準、その他の法令等
- (2) 別冊（低圧接続技術要件）に定める技術要件
- (3) 当社が、当社の供給設備の状況等を勘案したうえで、技術的に適当と認める方法

VIII そ の 他

34 購入実績等の報告

- (1) 当社は、国が再生可能エネルギー特別措置法等にもとづいて指定する費用負担調整機関の求めに応じて、受給契約にもとづき発電者から購入した電力の実績等を、国が指定する費用負担調整機関に報告いたします。
- (2) (1)の報告にあたり、当社は、受給契約にもとづき発電者から購入した電力の実績等について調査させていただくことがあります。この場合には、発電者は、その調査に応じていただくことも

太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議

1 目的

固定価格買取制度開始後、急速に太陽光発電を中心に自然エネルギーの導入が進んでおり、長野県が自然エネルギーの普及状況等を計る指標としている「発電設備容量でみるエネルギー自給率」は、平成 25 年度において 70% となり、平成 29 年度の目標値を 4 年前倒しで達成している。

特に太陽光発電については、導入全体の 9 割以上を占め、県内の自然エネルギーの推進を牽引している一方、地域住民の景観や防災、環境影響への懸念、さらには開発事業者による地域との調整不足等もあり県下各地でトラブルが発生しており、いくつかの市町村においては独自に条例や規則、ガイドラインを設け、地域に応じた取組をしているが、依然として対応に苦慮している市町村も多い。

このため、市町村及び県関係部局を構成員とした「太陽光発電の適正な推進に関する連絡会議」を設置し、大規模太陽光発電施設建設の対応策の検討、及び市町村が抱える課題について検討、助言等を行い、適正な自然エネルギーの推進に資する。

2 構成

連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

(市町村)

参加を希望する市町村の自然エネルギー担当課長

(長野県)

部 局	課	備 考
企画振興部	地域振興課長	土地対策係
環 境 部	環境政策課長	環境審査係
	環境エネルギー課長	新エネルギー推進係
	自然保護課長	自然保護係
農 政 部	農業政策課長	農地調整係
林 務 部	森林づくり推進課長	保安林係
建 設 部	都市・まちづくり課長	景観係

3 関係者の出席

連絡会議は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

4 会議事項

- (1) 大規模太陽光発電施設建設の対応策の検討
- (2) 太陽光発電施設設置に係る課題の検討、助言
- (3) 自然エネルギー研修会の実施

5 今後の進め方

別紙スケジュールのとおり。

4月中に連絡会議への参加希望市町村の取りまとめの上、参加市町村が抱える個別の課題を聞取り。

5月以降、適宜、連絡会議を開催し、市町村が地域の実情に応じた取組みを行えるよう支援（県・有識者からの助言、研修会の実施、対応マニュアルの作成等）。

6 庶務

会議の庶務は、長野県環境部環境エネルギー課において処理する。

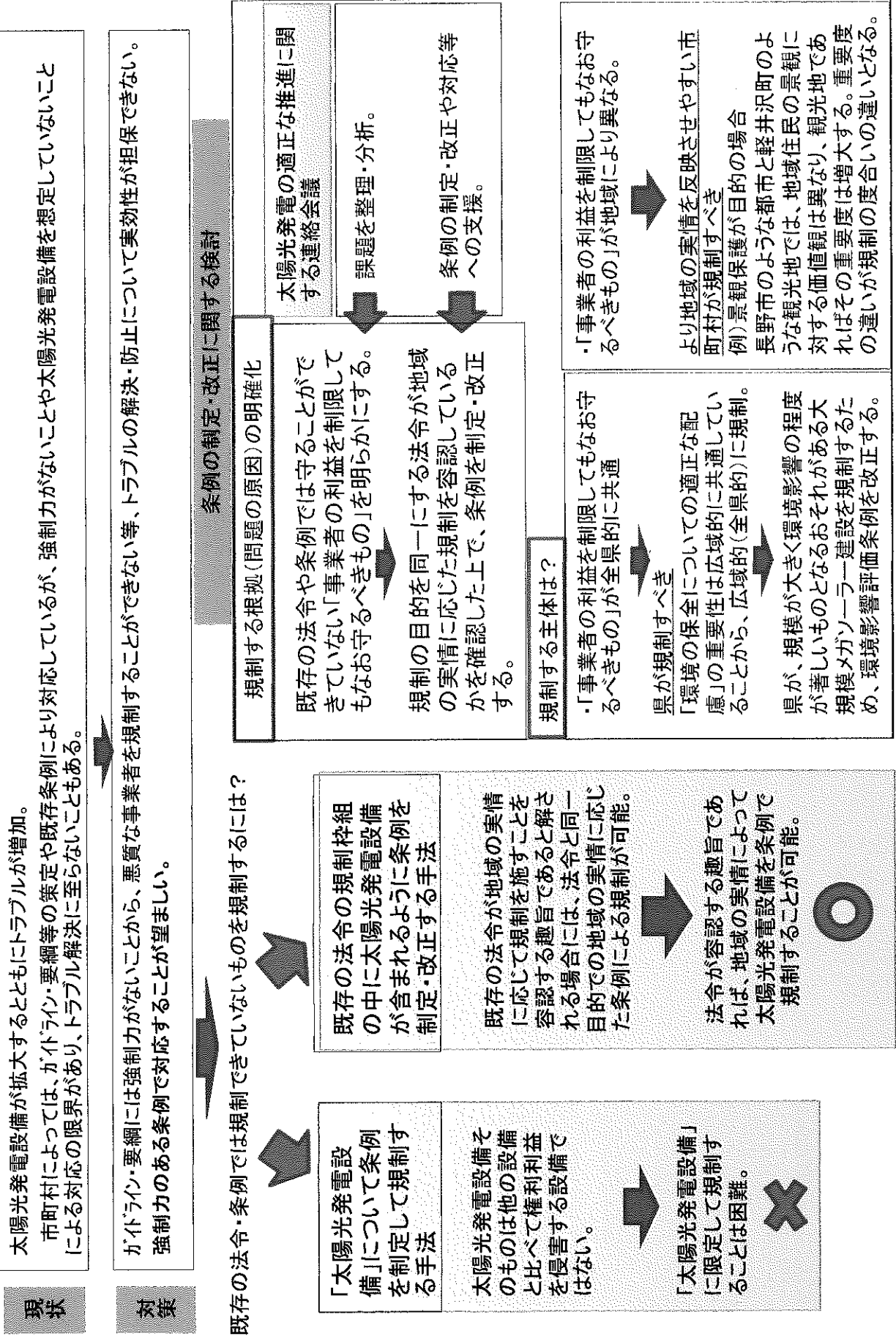
7 その他

前各号に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議が定める。

連絡会議スケジュール

月	会議の内容
4月	●市町村への協力依頼 4/7 町村会役員会 4/16 市長会総会 4/28 町村会政務調査会
5月	●第1回(日時:5/18(月) 13:15～予定、場所:長野保健福祉事務所3F会議室)
6月	・太陽光発電の現状について ・大規模太陽光発電施設建設に係る県の対応について ・太陽光発電設備設置に係る市町村の課題等について
7月	
8月	●第2回 ・課題に対する意見交換 ・次回検討課題の整理
9月	・自然エネルギー研修会
10月	
11月	●第3回 ・課題に対する意見交換 ・次回検討課題の整理
12月	
1月	
2月	●第4回 ・課題に対する意見交換 ・自然エネルギー研修会
3月	

太陽光発電設備の設置に対する規制に係る県の考え方(1)



太陽光発電設備の設置に対する規制に係る県の考え方(2)



提案事項 (事項名)	求める措置の具体的 内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性 根拠法令等	
2a未満の農業施設等の設置に係る農地転用の許可の撤廃	耕作を行う者が、その者の他の農地の利用増進のため又は2a未満の農業用施設を設置するため農地等を転用することを目的として、他の者の農地等に権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ市町村農業委員会へ届け出ることとし、農地法第5条の許可を不要とする。	【具体的な支障事例等】 耕作の事業を行う者が所有している農地を、その者の他の農地の保全又は利用増進のために転用する場合や2a未満の農業用施設を設置するために転用する場合は、農地法施行規則第32条第1号の規定により、農地法第4条の許可は不要とされている。 しかしながら、耕作の事業を行う者が、2a未満の農業用施設等を設置するために、他者の所有する農地等に権利を設定し、又は移転する場合には、農地法第5条の許可が必要とされており、許可申請のための書類の提出が農業者の負担となっている。 ○本県の規制緩和対象施設(法第5条許可、農業用倉庫は2アール未満)の許可実績(農振農用地内の件数) H26 農業用倉庫12件(3) 農地への通路14件(1) H25 農業用倉庫9件(2) 農地への通路16件(4) 農業用水路1件(1) 農地法第5条、農地法施行規則第32条第1号・第53条 【改革のメリット】 ・申請書に添付する書類(事業計画書、資金証明、工事工程表、その他必要な書類)が大幅に削減され、農業者の負担軽減につながる。 ・現行制度では、許可申請から許可までには、約6週間かかるが、届出であれば、設置までに係る期間が短縮される(参考ですが、市街化区域が指定されている本県のある農業委員会では、概ね、5営業日で届出の受理通知を行っているとのこと)。	
市町村農業委員会が農地に該当しない土地を除外するたため市町村の農用地利用計画の変更に係る都道府県知事の同意義務付け等の廃止	農振法施行令第10条に定める軽微な変更により、森林・原野化して市町村農業委員会が農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断した土地を除外するために行う農用地区域の変更を加えることにより、速やかに農用地区域から除外することができるようにする。	【具体的な支障事例等】 県内の中山間地域には、耕作放棄地が存在し、一部は山林化しているが、地域によっては、既に山林となった土地や元々山林だった土地まで現在も農用地区域とされている。 山林化した土地の農用地区域からの除外については、農振整備計画に関する基礎調査を実施し、市町村全体の農用地区域の状況を確認した上で、行うこととされているが、基礎調査は市町村の人的、金銭的負担が大きいために敬遠されており、除外は進んでいない。 また、手続上、通常どおり都道府県の同意、縦覧等が必要とされ、除外には2か月以上の時間がかかってしまう。 市町村農業委員会が農地に該当しないと判断し、市町村が農振整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれなく、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがないと農振地域制度に関するガイドラインに照らして「農用地区域に残置しておくことが適当であるとはいえない」と判断した場合には、軽微な変更として直ちに除外できるようにすべきである。 農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項 農業振興地域の整備に関する法律施行令第10条 農業振興地域の制度に関するガイドラインの制定について 【改革のメリット】 ・過大となっている農用地区域の適正な規模へ見直しが進むことにより、農用地区域とすべき土地の現状の規模について、正確に把握することが可能となることで、農地の利用集積や耕作放棄地の発生防止・解消の推進に係る施策をより確実に実施することができ、まち・ひと・しごと創生総合戦略で掲げる農林水産業の成長産業化に資する。	